

別表第1(第3条、第4条、第8条、第10条関係)

種目	品目	対象者	性能等	基準額	耐用年数
介護・訓練 支援助用具	特殊寝台	下肢又は体幹機能障害2級以上	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整できる機能を有するもの	154,000円	8年
	特殊マット	療育手帳の交付を受け、程度が重度又は最重度である者及び下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの	19,600円	5年
	特殊尿器	下肢又は体幹機能障害1級(常時介護を要する者に限る)	尿が自動的に吸引されるもので、障害者又は介護者が容易に使用し得るもの	67,000円	5年
	入浴担架	下肢又は体幹機能障害2級以上(入浴に当たっては、家族等他人の介助を要する者に限る)	障害者を担架に乗せたままりフト装置により入浴させるもの	82,400円	5年
	体位変換器	下肢又は体幹機能障害2級以上(下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に	介助者が障害者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの	15,000円	5年

		限る)			
自立生活支援	移動用リフト	下肢又は体幹機能障害2級以上の者	介護者が重度身体障害者を移動させるにあたって、容易に使用し得るもの。ただし、天井走行型その他住宅改修を伴うものを除く	159,000円	4年
援助用具	入浴補助用具	下肢又は体幹機能障害であって、入浴に介助を必要とする者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、障害者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く	90,000円	8年
	便器	下肢又は体幹機能障害2級以上	障害者が容易に使用し得るもの(手すりをつけることができるもの)。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	便器4,400円 手すり5,400円	8年
	頭部保護帽	療育手帳を所持し、てんかんの発作等により頻繁に転倒する者又は平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し頻繁に転倒する者	ヘルメット型で転倒の際、頭部を保護できる性能を有するもの A スポンジ、革を主材料に製作 B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作	A 15,200円 B 36,700円 レディメイド製品については上記価格の80%を基準額とする	3年
	つえ(1本つえ)	療育手帳の交付を受け歩行が困難な者又は平衡機能又は下肢若しくは体	T字状、棒状のつえ	4,200円	3年

	幹機能障害を有する者			
移動・移乗支援用具	平衡機能又は下肢若しくは体幹機能に障害を有し、家庭内の移動等において介助を必要とする者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く ア 障害者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移動動作の補助、段差解消等の用具とする	60,000円	8年
特殊便器	療育手帳の交付を受け、程度が重度又は最重度である者及び上肢障害2級以上	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く	151,200円	8年
火災警報器	療育手帳の交付を受け、程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受け障害等級2級以上（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者）	室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの	15,500円	8年

自動消火器	療育手帳の交付を受け、程度が重度又は最重度である者及び身体障害者手帳の交付を受け障害等級2級以上(火災発生の感知及び避難が著しく困難な障害者)	室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの	28,700円	8年
電磁調理器	療育手帳の交付を受け、程度が重度又は最重度である者及び視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	41,000円	6年
歩行時間延長信号機用小型送信機	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	7,000円	10年
聴覚障害者用屋内信号装置	聴覚障害2級	音、音声等を視覚、触覚等により知覚できるもの	87,400円	10年
在宅療養等	透析液加温器 腎臓機能障害3級以上で自己連続携帯式腹膜灌流法(CAPD)による透析療法を行う者	透析液を加温し、一定温度に保つもの	51,500円	5年
支援用	ネブライザー 身体障害者手帳の交付を受けた者であって当該手帳に	障害者が容易に使用し得るもの	36,000円	5年

具	身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの(備考3)			
電気式た ん吸引器	身体障害者手帳の交付を受けた者であって当該手帳に身体上の障害(呼吸器機能障害に限る。)の程度が3級以上であるもの、又は同程度の身体障害者であって必要と認められるもの(備考3)	障害者が容易に使用し得るもの	56,400円	5年
酸素ボン ベ運搬車	手帳を所持し、医療保険における在宅酸素療法を行う者	障害者が容易に使用し得るもの	17,000円	10年
視覚障害 者用体温 計(音声 式)	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	9,000円	5年
視覚障害 者用体重	視覚障害2級以上	視覚障害者が容易に使用し得るもの	18,000円	5年

計				
視覚障害者用血圧計(音声式)	視覚障害2級以上であるもの	視覚障害者が容易に使用し得るもの	15,000円	5年
動脈血中酸素飽和度測定器(パルスオキシメーター)	人工呼吸器の装着が必要な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能な機能を有し、難病患者等が容易に使用し得るもの。	157,500円	5年
情報・通 報 ・ 置 意 思	音声言語機能障害者又は肢体不自由者であって、発声・発語に著しい障害を有する者	携帯式で、ことばを音声又は文章に変換する機能を有し、障害者が容易に使用し得るもの	98,800円	5年
疎 通 支 援 用 具	視覚障害2級以上又は上肢障害2級以上若しくは言語、上肢複合障害2級以上(文字を書くことが困難な者に限る)	パーソナルコンピュータを使用するために、操作を補助する周辺機器及びソフトウェア等(障害者向けであり障害者が容易に使用し得るもの)	100,000円	6年
点字ディスプレイ	視覚障害及び聴覚障害の重度重複障害者(原則として視覚障害2級以上かつ聴覚障害2級)の身体障害者であ	文字等のコンピュータの画面情報を点字等により示すことのできるもの	383,500円	6年

	って、必要と認められる者			
点字器	視覚障害を有する者	視覚障害者が容易に使用し得るもの	10,400円	5年
点字図書	主に、情報の入手を点字によつている視覚障害者	点字により作成された図書	一般図書との差額	—
点字タイプライター	視覚障害2級以上(本人が就労若しくは就学しているか又は就労が見込まれる者に限る)	視覚障害者が容易に使用し得るもの	63,100円	5年
視覚障害者用ポータブルレコーダー	視覚障害2級以上	音声等により操作ボタンが知覚又は確認でき、かつ、DAISY方式による録音並びに当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であつて、視覚障害者が容易に使用し得るもの	85,000円	6年
視覚障害者用活字文書読上げ装置	上記に同じ	文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、視覚障害者が容易に使用し得るもの	99,800円	6年
視覚障害者用拡大	視覚障害者であつて、本装置により	画像入力装置を読みたいもの(印刷物等)の上に置	198,000円	8年

読書器	文字等を読むことが可能になる者	くことで、簡単に拡大された画像(文字等)をモニターに映し出せるもの		
盲人用時計	視覚障害2級以上。なお、音声時計は、手指の触覚に障害がある等のため触読式時計の使用が困難な者を原則とする	視覚障害者が容易に使用し得るもの	触読時計 10,300円 音声時計 13,300円	10年
聴覚障害者用通信装置	聴覚障害者又は発声・発語に著しい障害を有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者	一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、障害者が容易に使用できるもの	71,000円	5年
聴覚障害者用情報受信装置	聴覚障害者であって、本装置によりテレビの視聴が可能になる者	字幕及び手話通訳付きの聴覚障害者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手話通訳の映像を合成したものを画面に出力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚障害者向け緊急信号を受信するもので、聴覚障害者が容易に使用し得るもの	88,900円	6年
人工喉頭	音声・言語機能障	顎下部等にあてた電動版	70,100円	5年

		害を有する者(原則喉頭摘出者とする)	を駆動させ、経皮的に音源を口腔内に導き構音化するもの		
排泄管理用具	ストマ用器具	ぼうこう直腸機能障害を有するストマ増設者及び脳原性移動機能障害者(紙おむつ等については必要と認められる者)	蓄便袋 蓄尿袋 紙おむつ等(サラシ、ガーゼ等衛生用品等)	8,858円 11,639円 12,000円	—
	収尿器	肢体不自由者で脊椎損傷等により排尿を自分の意志でコントロールできない(特に失禁がある)排尿障害者	男性用 女性用	7,700円 8,500円	1年
住宅改修費	居宅生活動作補助用具	下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをすすめる場合は上肢障害2級以上の者)	障害者の移動を円滑にする用具で設置に小規模な住宅改修を伴うもの。給付は原則1回とし、借家の場合は家主の承諾を要する。 ア 手すりの取り付け イ 段差の解消 ウ 引き戸等への扉の取替え エ 洋式便器等へ便器の取替え オ 滑り防止及び移動の円滑化等のための床又は	200,000円	—

		通路面の材料の変更	
--	--	-----------	--

備考

- 1 障害等級については個別等級で判断を行う。
- 2 日常生活用具費の決定を受けた時から耐用年数の欄に定める年数を経過するまでの間にあつては、同一の品目の用具については日常生活用具給付費の給付を受けることはできない。ただし、修理不能により用具が使用できなくなった場合又は新たな用具を給付した方が修理を行うよりも真に合理的かつ効果的である場合若しくは改良等により用具の使用効果が向上する場合は、この限りでない。
- 3 在宅療養等支援用具中、「同程度の身体障害者であつて必要と認められる者」が用具の支給申請を行うときは医師の証明書の提出を要する。